

新労発基 0421 第 1 号  
令和 4 年 4 月 21 日

関係団体の長 殿

新潟労働局長  
(公印省略)

### 令和 4 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況(1 月 14 日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者 547 人、うち死亡者は 20 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業 128 件、製造業 85 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT 値を実測せず、その結果として WBGT 基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

また、新潟労働局管内における休業 4 日以上之熱中症の発症状況は別紙 2 のとおり、全産業で 26 件発生しているが、死亡災害は発生していません。業種別では建設業、製造業、警備業等で発生しています。

については、令和 4 年の本キャンペーンを、別添の令和 4 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施します。

貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、傘下会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の御配慮をお願いいたします。